

公開買付説明書

2026年4月

NOVAホールディングス株式会社
(対象者：株式会社学びエイド)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	NOVAホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階
【電話番号】	03-4405-7075
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長兼法務部長 石井 寧
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NOVAホールディングス株式会社 (東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、NOVAホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社学びエイドをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	16
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	18
6 【株券等の取得に関する許可等】	18
7 【応募及び契約の解除の方法】	19
8 【買付け等に要する資金】	21
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	23
10 【決済の方法】	23
11 【その他買付け等の条件及び方法】	24
第2 【公開買付者の状況】	26
1 【会社の場合】	26
2 【会社以外の団体の場合】	34
3 【個人の場合】	34
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	35
1 【株券等の所有状況】	35
2 【株券等の取引状況】	37
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	37
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	37
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	38
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	38
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	38
第5 【対象者の状況】	39
1 【最近3年間の損益状況等】	39
2 【株価の状況】	39
3 【株主の状況】	39
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	40
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	41
6 【その他】	41
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	42

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社学びエイド

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役社長である稲吉正樹(以下「稲吉氏」といいます。)が議決権の100%を所有する持株会社であるいなよしキャピタルパートナーズ株式会社(以下「本譲渡株主」といい、公開買付者及び本譲渡株主を総称して、以下「公開買付者ら」といいます。)の子会社であり、本書提出日現在、本譲渡株主は公開買付者の株式を62,418株(議決権割合にして78.79%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権割合の計算において同じです。))所有しております。

今般、公開買付者は、2026年4月24日付で、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得し、対象者を公開買付者の子会社(注1)とすることを目的として、公開買付者が、1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に規定する形式的特別関係者に該当する関係にある本譲渡株主から、その所有する対象者株式の全てである1,138,300株(所有割合(注2):32.36%。以下「本譲渡予定株式」といいます。)を公開買付けによらない市場外取引により取得(以下「本譲渡」といいます。)するとともに、本公開買付けを実施すること(以下「本公開買付け」及び「本譲渡」を総称して「本取引」といいます。)を決定いたしました。

(注1) 公開買付者は、上場会社ではなく、法令上、有価証券報告書の提出義務を負っておりません。そのため、本書提出日時点で、公開買付者は、連結財務諸表を作成しておらず、また、作成する予定もないため、以下に定める本取引の実行後も、対象者は、公開買付者の連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。その後の改正を含みます。))に定める意味とします。)とならない予定です。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2026年3月17日に公表した「2026年4月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年1月31日現在の対象者の発行済株式総数(3,413,500株。以下「本発行済株式総数」といいます。)に、公開買付者が対象者から本書提出日現在残存するものと報告を受けた新株予約権1,043個(第2回新株予約権300個、第3回新株予約権383個及び第4回新株予約権360個。以下「本新株予約権」といいます。(注3))の目的である対象者株式の数(104,300株)を加算した株式数(3,517,800株。以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。)をいいます。なお、対象者決算短信によれば、2026年1月31日現在、対象者は自己株式を所有しておりません。以下同じです。

(注3) 本新株予約権1,043個の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権の目的である対象者株式の数は、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権のいずれも1個につき100株です。

新株予約権の名称	個数	目的である対象者株式の数	権利行使期間
第2回新株予約権	300個	30,000株	2021年11月29日から 2029年11月28日まで
第3回新株予約権	383個	38,300株	2023年4月29日から 2031年4月27日まで
第4回新株予約権	360個	36,000株	2024年7月30日から 2032年7月28日まで

なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本譲渡の実施にあたり、公開買付者は、2026年4月24日(以下「本譲渡契約締結日」といいます。)付で、本譲渡株主との間で、株式譲渡契約(以下「本譲渡契約」といいます。)を締結し、本譲渡予定株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本譲渡を実施することについて合意しております(注4)(注5)。本譲渡契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本譲渡契約」をご参照ください。

- (注4) 本譲渡は、本譲渡契約に基づき、本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)である2026年6月4日(但し、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)が延長された場合には、当該延長後の公開買付期間を前提とした変更後の本決済開始日とし、以下「本譲渡実行日」といいます。)において、(a)相手方の表明及び保証が全て真実かつ正確であること、(b)相手方が本譲渡契約に基づき本譲渡実行日までに履行又は遵守すべき事項について違反がないこと、(c)本公開買付けが成立し、その決済が完了したことを前提条件として、本譲渡実行日に実行される予定です。本譲渡は、公開買付者が本譲渡株主から本譲渡予定株式を本公開買付けによらずに市場外取得する方法により行われますが、本譲渡契約締結日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある本譲渡株主との間で行われるものであるため、法第27条の2第1項ただし書に定める「適用除外買付け等」に該当することとなり、本譲渡に関して公開買付けを実施する必要はないものと考えております。
- (注5) 本譲渡契約においては、本譲渡により公開買付者が本譲渡株主から取得する本譲渡予定株式の譲渡価格は、本譲渡予定株式の数(1,138,300株)に本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同額である338円を乗じて得られる金額とすることが合意されております。なお、本譲渡は、本譲渡予定株式1株当たりの譲渡価格が本公開買付価格と同額となっていることから、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の規制に抵触するものではないものと判断しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年4月24日付で、対象者の代表取締役社長であり、かつ対象者の第二位株主である廣政愁一氏(以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、(a)その所有する対象者株式809,200株(所有割合:23.00%)のうち、624,100株(所有割合:17.74%。以下「応募予定株式」といいます。)(注6)について、本公開買付けに応募すること、(b)公開買付期間の末日までの間、法令等上認められる場合又は本応募契約で明示的に許容される場合を除き、対象者株式について、譲渡、移転、担保設定その他の処分を行わず、また、対象者株式又はそれに係る権利の取得を行わないこと、(c)公開買付者以外の第三者との間で、本公開買付けと実質的に矛盾、抵触又は競合し、本公開買付けによる対象者株式の取得を困難とする取引について、提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供を行わないこと等を内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。

(注6) 本公開買付けは、対象者を公開買付者の子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されるものであり、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。本取引において、公開買付者は、本譲渡株主から、本譲渡により本譲渡予定株式1,138,300株(所有割合:32.36%)を取得する予定であるため、本譲渡による取得と合わせて公開買付者の所有割合が50.10%となるように、本応募合意株主との間では、応募予定株式について、本公開買付けに応募することを合意しました。

なお、公開買付者は、本応募合意株主の要請により、本応募合意株主の資金需要に応じるため、2025年6月6日付及び同月15日付で、本応募合意株主との間で金銭消費貸借契約(以下「本金銭消費貸借契約」といいます。)を締結しており、公開買付者は、本応募合意株主に対して、総額で160百万円の貸付けを行っております。本金銭消費貸借契約の概要については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「1 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容」の「(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容」をご参照ください。

また、公開買付者らは、2025年5月30日付で、対象者との間で、資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。本資本業務提携契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本資本業務提携契約」をご参照ください。

本公開買付けは、公開買付者が、対象者を子会社化することを目的とする本取引の一環として、本応募合意株主が所有する応募予定株式を取得するために実施するものです。そのため、買付予定数の下限は、本取引後に対象者が公開買付者の子会社となることを想定した水準であり、所有割合にして50.10%となる株式数(1,762,400株)から、本譲渡株主より公開買付者が取得する本譲渡予定株式の数(1,138,300株)を控除した624,100株(所有割合：17.74%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。もっとも、本応募契約に基づき本応募合意株主が本公開買付けに応募する対象者株式の数(624,100株)は、買付予定数の下限(624,100株)と同数であることから、本応募契約が履行された場合には、買付予定数の下限を満たす見込みです。

また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、公開買付者は、買付予定数の上限につきましても、買付予定数の下限と同数の624,100株に設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合は、応募予定株式(624,100株。所有割合：17.74%)の一部について決済が行われないため、本応募合意株主以外の株主から応募がある場合、本応募合意株主から応募予定株式の全てを取得できないこととなります。本書提出日現在、本公開買付け後に本応募合意株主が所有する対象者株式(応募予定株式以外を対象者株式、及び、応募予定株式のうち、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合に実施されるあん分比例の方式による買付け等の結果、本公開買付けによる買付け等が行われなかった対象者株式をいいます。)の取扱いについて、公開買付者と本応募合意株主との間で合意している事項はありません。但し、公開買付者としては、当該株式については、本公開買付け後も所有を継続して欲しい旨の意向を本応募合意株主に伝えており、本応募合意株主からは公開買付者の意向どおり、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨を確認しております。

また、対象者が2026年4月24日に公表した「NOVAホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年4月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2003年6月に、当時学習塾事業を主業とし、稲吉氏が発行済株式の全てを所有していた株式会社ジー・コミュニケーションからの会社分割(当該会社分割の対価として、新設会社である株式会社ジー・エディケーションの株式が割り当てられ、株式会社ジー・コミュニケーションが株式会社ジー・エディケーションの親会社となっております。)により、株式会社ジー・エディケーション(同月25日に株式会社ジー・エデュケーションに商号変更しています。)として設立され、2005年6月に、当時外食事業を主業としていた株式会社ジー・テイスト(当時の商号で株式会社平祿)の全株式を取得し、2007年11月に株式会社ノヴァから英会話教室の運営事業を譲り受けております。その後、稲吉氏は2009年10月に公開買付者の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの全株式を日本振興銀行株式会社の関係会社等へ売却しましたが、2010年10月に、稲吉氏は、自らが支配する本譲渡株主とは別の法人を通じて、教育事業を展開する公開買付者の普通株式のうち28,000株(議決権割合にして66.00%)を株式会社ジー・コミュニケーションから取得し、それ以降、稲吉氏は、直接又は間接に、公開買付者の普通株式の過半数(2011年4月以降は3分の2超)を継続的に保有しております。公開買付者は、2013年9月に現在の商号であるNOVAホールディングス株式会社に商号を変更しております。また、2016年2月に、稲吉氏が議決権の100%を所有する本譲渡株主は、稲吉氏個人から、その所有する公開買付者の普通株式の全て(62,418株(議決権割合にして78.79%))を取得しました(なお、残りの議決権割合にして21.21%の公開買付者の普通株式は、本書提出日現在、本譲渡株主及び稲吉氏以外の者が所有しております。)。その後、公開買付者は、2018年12月に、男子プロバスケットボールチーム「広島ドラゴンフライズ」の運営法人である株式会社広島ドラゴンフライズの全株式を取得した上でスポーツ事業に参入し、2022年7月には、マンツーマン専用の英会話スクールを展開する株式会社GABAの全株式を取得しております。

公開買付者、公開買付者の子会社19社及び一般社団法人1団体(2026年3月31日現在)(以下「公開買付者グループ」といいます。)は、地域社会の発展と子どもたちの未来のために「共存共栄」の理念のもと、語学、教育、海外、スポーツを軸に、これからの未来を担う子どもたちや海外に挑戦する人、スポーツで夢に向かい頑張る若者たちを応援するグループであり、それぞれの付加価値を高めることで、教育サービス業界で圧倒的NO.1を目指しています。公開買付者グループは、英会話事業を主力事業として、全国で英会話「駅前留学NOVA」(全国302校)、「NOVAバイリンガルKIDS」(全国249校)の直営及びFC本部事業の運営、「GABAMANツーマン英会話」(全国33校)の運営を行っており、日本国内の英会話学校として、「NOVA」を運営しております。また、公開買付者グループは、コンテンツ事業として、英語学習アプリ「NOVAリスニングサプリ」、「NOVAアプリ留学」、ネイティブ校閲者の英文添削を受けられる「英語ライティングコース」など、新しい媒体やデバイスに対応したコンテンツの企画・開発や、英会話に役立つ書籍をはじめ、「教育」分野に寄与できる書籍の発行を目指して、読者の方の視点で、真にためになる書籍コンテンツの開発を進めております。更に、公開買付者グループは、学習塾事業として「ITTO個別指導学院」(全国989校)、「みやび個別指導学院」(全国202校)、「すみれ個別指導学院」(全国2校)、「がんばる学園」、「TOPS」(全国29校)、及び「アスモ academy」(全国4校)の6つの個別指導塾の直営運営及びFC本部事業の運営を行っております(上記件数はいずれも2026年3月31日現在のもので)。)

これらに加え、公開買付者グループは、こども向けの事業(以下「こども事業」といいます。)も営んでおり、英語教育に力をいれた保育園として、「NOVAバイリンガル保育園」(全国8園)、「じぶんみらい保育園」(全国16園)、「Plusdays(プラスデイズ)」(全国7校)、「NOVAキッズクラブ」(全国4校)の運営、留学に関するカウンセリングやVISA取得に関するコンサルテーション、ホームステイ先のホストファミリーの紹介、海外保険の手続きなどのサポートを行う「ラストリゾート」の運営、通訳・翻訳事業、法人を対象とした語学研修事業を行っております(上記件数はいずれも2026年3月31日現在のもので)。

この他、バスケットボールのプロスポーツチームである「広島ドラゴンフライズ」、「姫路イーグレッツ(広島イーグレッツに改称予定)」や、サッカースクールである「ドルトムント・サッカーアカデミー」の運営をしており、近年ではスポーツ事業やスポーツジム事業にも力を入れております。更に、株式会社朝日出版社において出版事業、セントラルホールディングス株式会社において外食運営事業も展開しております。

一方、対象者は、「教育の『意欲』の機会均等をあまねく達成し、前向きなひとをたくさん作りたい」という理念の下、2015年5月に設立され、2024年5月に東京証券取引所グロース市場に対象者株式を上場したとのことです。対象者は、創業以来、教育デジタル事業を単一セグメントにて行っており、主要なサービスとしては、全国の学習塾等教育関連事業者向けに、(i)鉄人講師(注1)等と共に制作した映像授業、塾運営の効率化を支援する管理機能を提供する「学びエイドマスター」、(ii)学びエイドマスターの映像授業や管理機能を自社仕様へとカスタマイズ可能な「学びエイドマスター for School」、(iii)教育関連事業者の教材(紙媒体)の映像授業化と映像授業化したコンテンツを配信するための配信サービスを開発・提供する「学びエイド for Enterprise」の3つのサービスを展開しているとのことです。対象者は、これらのサービスの展開を通じて、全国の学習塾に対して「映像授業」と学習管理・生徒管理等の管理システムを展開しているほか、大手学習塾の管理システムについても、開発・運用・保守の実績を有しているとのことです。

(注1) 「鉄人講師」とは、対象者が定めた名称であり、「対象者の企業理念に賛同し、高い指導力を持つ講師であって、対象者の審査を経て、鉄人講師として登録された者」をいいます。

対象者は、2025年4月期第3四半期累計期間において、月額制の収益モデルである「学びエイドマスター」は概ね計画どおり進捗した一方、個別の受発注に基づく収益モデルを持つ「学びエイドマスター for School」及び「学びエイド for Enterprise」に係る受注が、大型案件の失注又は案件規模の縮小等により当初想定を下回り、対象者が2025年3月17日付で公表した「通期業績予想の修正及び役員報酬減額に関するお知らせ」に記載のとおり、通期業績予想を下方修正していたとのことです。加えて、対象者は、早期の黒字転換を目指すとともに、財務体質の改善に向けた資本増強の必要性についても検討していたとのことです。

このような状況の下、公開買付者は、教育関連領域における成長機会の探索及び事業上のシナジーが期待できる提携先との連携強化を検討する過程で、2024年11月13日、教育関連業界のメディア企業からの紹介を契機として、対象者の代表取締役社長である廣政愁一氏(本応募合意株主)との面談の機会を得ました。当該面談以降、公開買付者は、本応募合意株主との間で業界動向等に係る情報交換を継続的に行い、相互理解及び信頼関係を構築してまいりました。

その後、公開買付者らは、対象者が教育関連事業者向けのサービスを展開している点、並びに公開買付者グループが英会話事業を主力としつつ、学習塾事業、こども事業、留学事業、スポーツ事業、出版事業等を幅広く展開している点に鑑み、両社の事業上の連携余地が大きいと考え、2025年3月下旬より、対象者との間で、業務提携を含む連携の可能性について協議を開始いたしました。

かかる協議の過程において、公開買付者らは、2025年4月2日、対象者との業務提携を前提として、本譲渡株主を割当予定先とする第三者割当増資を含む資本面での連携の可能性について、対象者との間で検討を開始しました。公開買付者らは、対象者との協議を進める中で、販路拡大による売上成長、教育プロダクトの融合による新規サービスの開発可能性、両社の知見・人材の補完による体制強化等の観点から検討した結果、公開買付者と対象者との業務提携を通じて一定のシナジーが見込まれるとの認識に至りました。

そして、公開買付者らは、対象者が2025年5月30日付で公表した「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者との間で本資本業務提携契約を締結するとともに、第三者割当により、本譲渡株主を割当先として、対象者株式1,138,300株を1株当たり507円で割り当てを受けており、その結果、本譲渡株主が対象者の筆頭株主となりました。なお、本譲渡株主は、公開買付者の親会社であり、また、公開買付者を含め稲吉氏が支配する法人の株式の保有・管理を目的とする持株会社でもあるため、本資本業務提携契約を締結した段階では、公開買付者らは、本譲渡株主を割当先とすることが投資実務・保有株式の管理の観点から合理的と考えておりました。公開買付者らは、本資本業務提携契約締結以降、対象者との間で、同契約に基づく資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)の取組みの具体化に向けた協議・検討を進め、主として(i)学習塾事業に係る基盤システムの見直し・再構築及び(ii)高校生領域におけるサービス拡充の各テーマについて、対象者の知見・ノウハウを活用した場合の初期の連携施策(以下「本連携施策」といいます。)を検討いたしました。その過程において、公開買付者らは、本連携施策の実行にあたっては、意思決定及び実行の迅速性、リソース配分、並びにノウハウ共有の在り方が成果に大きく影響し得ることを認識し、資本関係の在り方も含めて検証を重ねました。

その結果、公開買付者は、2026年1月中旬、対象者との間の資本関係を一層強化し、対象者を教育事業の運営主体である公開買付者の子会社とした上で本連携施策を推進することにより、本連携施策を主として実行する公開買付者と対象者の間で、意思決定及び実行の迅速化、リソース配分の最適化並びにノウハウ共有の深化が図られ、本連携施策の実効性を高め得るとの考えに至りました。すなわち、公開買付者は、現在の資本関係の下では、対象者に対する経営資源の投入により享受し得る利益は限定的であり、対象者に対して積極的に経営資源を投入するインセンティブは必ずしも十分ではありませんでしたが、対象者を公開買付者の子会社とすることにより、かかるインセンティブを高めることができ、対象者に対しても、公開買付者が対象者の親会社となることで、対象者の中長期的な企業価値の向上に対する公開買付者のコミットメントを明確化でき、相互に本連携施策を積極的に推進することが可能になると考えました。

具体的には、公開買付者は、対象者を子会社化することにより、公開買付者グループが展開する教育関連事業（英会話事業、学習塾事業、こども事業、留学事業、スポーツ事業、出版事業等）との連携を通じ、対象者及び公開買付者グループ双方の企業価値向上を図ることを企図しています。また、システム再構築や高校生領域におけるサービス拡充といった施策については、公開買付者グループの事業会社群における事業運営・投資・開発等と密接に関連し、その実行主体が実質的に公開買付者グループ側となる場面が想定されることから、当該施策の推進にあたっては、意思決定の迅速化、予算措置、開発・人材配置及びデータ・システム連携を一体的かつ機動的に行うことが重要であると認識しております。そこで、対象者を公開買付者の子会社とすることにより、本資本業務提携契約に基づく協業に加え、対象者を含む公開買付者グループ全体の投資判断及びリソース配分に係る意思決定を一体的かつ機動的に行うことが可能となり、投資・人材・開発リソースの機動的配分、データ・システム連携の深化等を通じて、施策実行の範囲及び実効性を高めうる追加的なシナジーの創出を図ってまいります。この点、特に、公開買付者グループの学習塾事業は、直営・フランチャイズ双方の形態により全国規模で展開している一方、事業運営・教室管理・加盟店支援等に係る基盤システムは、創業当時の考え方を起点として継ぎ足し的に整備されてきた側面があり、グループ規模の拡大に伴い、機能の統合や再設計を含む見直しが必要となる局面にあると認識しています。これに対し、対象者は教育に関するシステム面の知見を有し、教育サービス提供に伴う運営データの蓄積・可視化、サービス提供の仕組み化等に取り組んできていることから、公開買付者は、対象者の知見を活用することで、公開買付者グループの学習塾事業に係る運営基盤の高度化（情報管理の一元化・効率化、教室運営の標準化、加盟店支援の強化、施策実行の迅速化等）を進め、運営品質の平準化及び収益性の改善につなげることができると考えています。例えば、生徒・講師・教室・加盟店に係る各種情報の管理、教室運営オペレーション、学習進捗・成果指標の把握、並びにこれらを踏まえた施策の企画・実行といった領域において、対象者の知見が活用可能であると見込んでいます。また、公開買付者グループの学習塾事業は主として小学生から中学生を対象として展開しているところ、高校進学を契機として退塾する生徒が一定程度存在し得ること、高校生向け指導は科目難度や指導体制の面で運営難度が上がること等から、従来の運営モデルのみでは高校生領域の拡張に課題があると認識しています。公開買付者らとしては、対象者が有する高校生向けコンテンツの開発・提供に関する知見及び運営上のノウハウを活用することで、高校生領域への参入及びサービス拡充を段階的に推進し、顧客（生徒）との接点を中長期的に維持・拡大するとともに、継続率向上やLTV（Life Time Value）（注2）向上を通じた収益機会の拡大を図ることができると考えています。具体的には、高校生向けサービスの設計・提供方法の検討、対象者コンテンツの導入・共同開発、及びこれらを支える運営体制・システム面の整備等が想定されます。

（注2） 「LTV（Life Time Value）」とは、顧客が継続的にサービスを利用することにより、取引期間を通じて企業にもたらす総収益をいいます。

公開買付者らは、以上の検討を踏まえ、2026年2月6日、（i）高校生領域への参入・強化（高校生向けコンテンツの拡充を含みます。）及び（ii）教育事業に係る基盤システムの強化（運営基盤の再構築・高度化）を、対象者の子会社化した上で推進することが、公開買付者グループの教育事業の競争力及び収益性の向上に資すると考えるに至りました。

また、同時期に、公開買付者は、本譲渡株主の意向を確認しつつ、本取引の具体的な検討も行いました。まず、対象者株式の取得手法について検討したところ、公開買付者の特別関係者である本譲渡株主が対象者株式1,138,300株(所有割合：32.36%)を所有しているため、これに加えて公開買付者が本公開買付けにより対象者株式を取得することにより、取得後の公開買付者の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を加算したものをいいます。)が3分の1を超える見込みであることから、当該取得は法第27条の2第1項第2号に基づく公開買付けの方法により行うことといたしました。次に、対象者株式の上場維持の方針について検討したところ、対象者は教育関連サービスを提供しており、取引先、顧客及び採用市場における対外的な信用力・認知度の維持向上が重要であると考えられるところ、対象者株式の上場を維持し、上場会社として金融商品取引所が定める諸規則・ガイドライン等を遵守することにより、経営管理面に一定の規律が働き、継続的な開示を通じた透明性の確保にも資するという利点があると判断いたしました。また、上場会社としてのステータスを維持することは、人材採用の観点からも、採用候補者に対して一定の知名度及び安心感を与えるという利点があると考えに至りました。

以上を踏まえ、公開買付者は、2026年2月6日、対象者株式の上場が維持されるよう、本公開買付けにおいて、対象者を完全子会社化するのではなく、買付予定数に上限を設定し、子会社化を目指す方針といたしました。そのため、買付予定数の上限及び下限は、本取引後に対象者が公開買付者の子会社となることを想定した水準であり、所有割合にして50.10%となる株式数(1,762,400株)から、本譲渡株主より公開買付者が取得する本譲渡予定株式の数(1,138,300株)を控除した624,100株(所有割合：17.74%)に設定する方針としました。

他方で、本公開買付価格については、公開買付者は、対象者を子会社化することを目的とする本取引の一環として、本応募合意株主が所有する応募予定株式を取得するために本公開買付けを実施するものであることから、公開買付者と本応募合意株主との間で合意可能な価格水準をもって決定する方針といたしました。公開買付者は、市場株価は投資家の評価が反映され形成されるものであり、現時点における対象者株式の価値を推し量る上で合理的な参照指標となり得ると考えたこと、公開されている市場株価を参照指標として公開買付価格を決定することにより投資家の皆様にも納得感があると考えたこと、及び、市場株価水準を参照することにより本応募合意株主との間でも合意形成が見込まれると考えたことを踏まえ、市場株価を基礎として本公開買付価格を検討いたしました。その結果、公開買付者は、2026年2月6日、本公開買付けの開始を決定する予定日の前営業日の対象者株式の市場株価(終値)をもって、本公開買付価格とし、提案する方針(以下「2月6日付方針」といいます。)を決定いたしました。

上記方針の実現可能性及び具体的な進め方について協議するため、公開買付者は、2026年2月6日に対象者経営陣との面談(スケジュールの都合上、本応募合意株主は当該面談には出席しておりませんでした。)の機会を得て、対象者を子会社化し、対象者が有する知見・ノウハウ等を活用して本資本業務提携の実効性を高め、シナジーの発現を図りたい旨、その実現手段として、本応募合意株主が所有する対象者株式の取得を具体的に検討している旨、本取引により取得を予定している対象者株式の数、公開買付者の自己資金を本公開買付けに要する資金に充当する予定であること、2026年3月17日を本公開買付けの公表日とすることを予定していること及び2月6日付方針を口頭にて伝えました。これに対し、対象者からは、公開買付者グループとの連携の方向性(本資本業務提携の深化及びシナジー創出に向けた取組みを含みます。)について協議を継続することに加え、公開買付者から当該面談で受けた提案についてはいずれも前向きに検討する旨の意向が示されました。

その後、公開買付者は、2026年2月12日、対象者経営陣同席の下で、本応募合意株主とも面談いたしました。公開買付者は、当該面談において、本応募合意株主に対して、2月6日付方針を含めた上記の対象者経営陣との面談で説明した内容と同様の内容を説明し、本応募合意株主の所有する対象者株式の一部を取得することを検討している旨を口頭にて伝えました。公開買付者は、当該面談において、本応募合意株主が、その所有する対象者株式を売却する意向を有していること、本応募合意株主においても本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると考えていること、及び本公開買付けが開始された場合においては、2月6日付方針に基づく本公開買付価格の考え方について異存はなく、本公開買付けに応募する意向である旨を確認いたしました。併せて、本公開買付け後に本応募合意株主が所有する対象者株式(応募予定株式以外の対象者株式、及び、応募予定株式のうち、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合に実施されるあん分比例の方式による買付け等の結果、本公開買付けによる買付け等が行われなかった対象者株式をいいます。)について、本公開買付け後も所有を継続して欲しい旨の意向を本応募合意株主に伝えたところ、本応募合意株主は公開買付者の意向どおり、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨も当該面談で確認いたしました。

その後、公開買付者は、上記確認結果を踏まえて、2026年2月13日付で、三田証券株式会社(以下「三田証券」といいます。)を公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーに選任した上で(なお、三田証券からの申し出により、同社は、2026年3月18日付で、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーを辞任することとなりました。)、本公開買付けの開始に向けた検討を継続し、2026年2月24日に、対象者経営陣と再度面談(スケジュールの都合上、本応募合意株主は当該面談には出席していませんでした。)をいたしました。公開買付者は、当該面談において、本資本業務提携の深化及び本取引後に想定される具体的なシナジー(学習塾事業に係る基盤システムの見直し・再構築、高校生領域におけるサービス拡充を含みます。)並びにこれらを推進するための体制・役割分担、実行上の課題及び対応策について協議をしました。併せて、公開買付者は、本取引により、対象者を公開買付者の子会社とすることによって、対象者を含む公開買付者グループ全体の投資判断及びリソース配分に係る意思決定を一体的かつ機動的に行うことが可能となる点について説明し、公開買付者グループ全体の意思決定の迅速化、予算措置、開発・人材配置及びデータ・システム連携を一体的に推進することで、施策実行の範囲及び実効性を高め得る旨を共有いたしました。更に、公開買付者は、本取引に伴うデメリットとして想定され得る事項についても意見交換を行いました。具体的には、本取引によって対象者が公開買付者の子会社となることにより、対象者の経営判断に一定の制約が生じ、また、対象者の少数株主と公開買付者との間に構造的な利益相反関係が生じるというデメリットが想定されましたが、公開買付者は、本取引後も引き続き対象者株式の上場を維持し、対象者の既存ブランドの尊重を含めて対象者の独立性の維持及び利益相反リスクへの対応に配慮する方針であり、対象者の経営体制の大幅な変更も予定していないため、本取引の実行後においても、対象者の経営判断の独立性は相当程度維持され、対象者の少数株主の利益への配慮に欠けるものではないと考えました。そこで、公開買付者としては、対象者株式の上場を維持し、対象者の経営の自主性やブランドを尊重しつつ、必要なリソース投入及び連携を進める方針である旨を説明いたしました。これに対し、対象者経営陣からは、公開買付者の上記説明内容に賛同する旨の意向が示され、対象者を公開買付者の子会社とすることを目的とする本取引の実施に向けて、本公開買付けの諸条件について協議を進めることについて、公開買付者と対象者との間で合意いたしました。

また、公開買付者は、当初、本公開買付けを自己資金で行うことを前提に、2026年3月17日を本公開買付けの公表日とすることを予定し、対象者及び本応募合意株主に対してその旨を伝達しておりましたが、その後、本譲渡株主及び公開買付者グループにおける資金需要を改めて検討したところ、本公開買付けを公開買付者の自己資金で行うことは可能であるものの、本公開買付けに要する資金を借入により調達することが、将来における公開買付者の資金調達先の選択肢を増やすという観点で望ましいと考えたことから、本譲渡株主の取引銀行である株式会社広島銀行(以下「広島銀行」といいます。)からの借入金を本公開買付けに要する資金に充当することとし、これに伴い、2026年3月6日付で、本公開買付けの公表日を2026年3月17日から2026年4月以降に変更することとしました。他方で、公開買付者は、本公開買付価格に関する2月6日付方針は変更せず、本公開買付けの開始を決定する予定日の前営業日の対象者株式の市場株価(終値)をもって、本公開買付価格とする方針といたしました。

そして、公開買付者は、2026年3月6日、対象者経営陣に対し、公開買付者の自己資金ではなく、広島銀行からの借入金を本公開買付けに要する資金に充当する予定であること、これに伴い、本公開買付けの公表日を2026年3月17日から2026年4月以降に変更すること及び本公開買付価格に関する2月6日付方針は変更せず、本公開買付けの開始を決定する予定日の前営業日の対象者株式の市場株価(終値)をもって、本公開買付価格とする方針について口頭にて伝達し、対象者経営陣を介して本応募合意株主に当該方針を伝達したところ、本応募合意株主は、2026年4月以降に本公開買付けが開始された場合においても、2月6日付方針に基づく本公開買付価格の考え方について異存はなく、引き続き本公開買付けに応募する意向である旨を改めて確認いたしました。

公開買付者は、広島銀行との協議を踏まえ、2026年3月12日、本公開買付けの公表日を2026年4月24日に変更することを決定し、これを対象者及び本応募合意株主に伝達しました。なお、公開買付者は、対象者及び本応募合意株主から、いずれも本公開買付けの公表日を2026年4月24日に変更することに異存はなく、また、変更後の本公開買付けの公表日を前提に2月6日付方針に基づいて本公開買付価格を算定することについては、本応募合意株主からは異存はない旨の回答を得ており、対象者からは、本取引は対象者株式の上場維持が前提となっているため、本公開買付価格の妥当性について特段の意見を示さない旨の回答を得ています。

その後は、対象者及び本応募合意株主からも、本公開買付価格に関する公開買付者の考え方(2月6日付方針)について特段の異論は示されなかったことから、同日以降、公開買付者は、本公開買付価格の価格水準について、対象者及び本応募合意株主との間で協議又は交渉を行っておりません。

なお、本譲渡株主であるいなよしキャピタルパートナーズ株式会社の意向については、随時確認しておりましたが、最終的に、2月6日付方針及び上記確認結果を踏まえて協議した結果、本譲渡契約の内容について2026年4月24日付で合意しております。

そして、公開買付者は、2026年4月23日に、同日(本公開買付けの開始を決定した日の前営業日)時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値(2026年4月23日の対象者株式の終値は338円です。)を踏まえ、同日、本公開買付価格を1株につき338円で提案することを確定した上で、対象者及び本応募合意株主に対して、口頭にて本公開買付価格(1株につき338円)を提示しました。これに対して、対象者及び本応募合意株主からは、当該価格水準について異存がない旨、並びに本応募合意株主からは本公開買付けの応募に応諾する予定である旨の回答を得たため、公開買付者は、本公開買付価格を1株につき338円とすることを最終的に決定いたしました。

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は、2026年4月24日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を、また、本譲渡株主との間で本譲渡契約をそれぞれ締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年2月6日、公開買付者との面談の中で、公開買付者から、対象者を子会社化し、対象者が有する知見・ノウハウ等を活用して本資本業務提携の実効性を高め、シナジーの発現を図りたい旨、その実現手段として、本応募合意株主が所有する対象者株式の取得を具体的に検討している旨、本取引により取得を予定している対象者株式の数、及び2月6日付方針の伝達を口頭で受け、同日、公開買付者グループとの連携の方向性(本資本業務提携の深化及びシナジー創出に向けた取組みを含みます。)について協議を継続することに加え、公開買付者から当該面談で受けた提案についてはいずれも前向きに検討する旨を口頭で回答するとともに、本取引に係る検討を開始したとのことです。そして、対象者は、当該検討を進めるにあたり、本取引に係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性・適正性についての専門的助言を得るため、2026年2月9日、公開買付者グループ、対象者、本譲渡株主及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任したとのことです。併せて、対象者は、シティニューワ法律事務所から、本応募合意株主は公開買付者との間で本応募契約を締結することが想定され、他の一般株主との利害が一致しない可能性があるため、本応募合意株主から独立した立場で検討を進めることが望ましい旨の助言を受け、本応募合意株主を除いた取締役1名(杉浦久恵氏)を中心とする検討体制を敷き、本応募合意株主とは独立した対象者の立場から、本取引が対象者の企業価値の向上に資すると思われるか否か、また、本取引に係る取引条件の合理性について検討を進めることとしたとのことです。

対象者は、2025年5月30日に公開買付者らとの間で本資本業務提携契約を締結して以降、公開買付者との業務提携の一環として、2025年10月に、対象者の主力サービスである「学びエイドマスター」を、公開買付者が運営するITTO個別指導学院チェーンの全校舎約1,200校舎に導入し、かかる施策を通じて販路拡大及び売上成長につなげているとのことです。また、対象者は、公開買付者とともに、対象者が有する学習教材・映像授業の開発ノウハウと、公開買付者グループが有する学習塾運営ノウハウを組み合わせることによる、新たな学習塾運営サービスの共同開発を推進しており、将来的には、学習塾・教育事業者向けの新規サービスとしての外販化も目指しているとのことです。これらの公開買付者との業務提携を通じて、対象者の2026年4月期第3四半期(2025年5月1日～2026年1月31日)の累計売上高は254百万円(対前年同期比29.8%増)となり、特に「学びエイドマスター for School」に係る売上高は135百万円(対前年同期比124.5%増)と伸長したとのことです。このように、公開買付者との業務提携が一定のシナジー効果を創出している一方で、対象者としては、対象者が属する教育デジタル業界においては、大手学習塾市場への新規参入が相次ぎ、競争環境が激化していると認識しており、このような状況の下、対象者が2025年7月29日付で公表した「上場維持基準(流通株式時価総額)への適合に向けた計画(改善期間入り)について」に記載のとおり、2025年4月30日時点において、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額(5億円以上)に適合しない状態となった経験を踏まえつつ(なお、対象者が2025年9月26日付で公表した「上場維持基準への適合に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年8月31日時点において上場維持基準に全て適合していることを確認したとのことです。)、2030年3月1日から、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準における時価総額が100億円以上(上場5年経過後から適用)に引き上げられることを見据えると、企業価値向上に向けた成長速度を現状から一層加速させていくことが急務であると考えているとのことです。

このような中で、対象者は、2026年2月24日に、公開買付者と再度面談を行ったとのことです。対象者は、かかる面談の中で、公開買付者から、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により対象者を公開買付者の子会社とすることによって、投資判断及びリソース配分に係る意思決定を一体的かつ機動的に行うことが可能となる点等について説明を受けるとともに、意思決定の迅速化、予算措置、開発・人材配置及びデータ・システム連携を一体的に推進することで、施策実行の範囲及び実効性を高め得る旨の説明を受け、対象者としても、本取引を通じて対象者が公開買付者の子会社となり、公開買付者との資本関係が一層強化されることにより、公開買付者との業務提携の加速や提携領域の更なる拡大が期待できると考えるに至ったとのことです。また、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載されている、本取引を通じて公開買付者らが想定しているシナジー効果である(i)高校生領域への参入・強化(高校生向けコンテンツの拡充を含みます。)及び(ii)教育事業に係る基盤システムの強化(運営基盤の再構築・高度化)についても、これにより公開買付者グループの教育事業の競争力及び収益性の向上が図られることで、システム開発に強みを持つ一方で学習塾の運営自体の実績を有しない対象者にとって、公開買付者グループの学習塾展開における現場の成功事例から得られる知見をもとに、公開買付者グループ以外の学習塾向けサービスへも汎用的な機能・サービスとして還元・転化させることで、対象者のサービスの競争力のさらなる強化を図ることが可能になり、対象者における販路拡大及び売上成長にもつながるものと考えているとのことです。

他方で、対象者は、本取引を通じて対象者が公開買付者の子会社となることによるデメリットについても検討いたしましたが、2026年2月24日の公開買付者との面談の中で、公開買付者から、本取引後の経営方針について、本取引後も引き続き対象者株式の上場を維持し、対象者の既存ブランドの尊重を含めて対象者の独立性の維持及び利益相反リスクへの対応に配慮する方針であり、対象者の経営体制の大幅な変更も予定していないため、本取引の実行後においても、対象者の経営判断の独立性は相当程度維持される旨の説明を受けたことから、公開買付者において、本取引後も対象者の経営の自主性及び既存ブランドの尊重が基本方針であり、対象者の意思決定プロセスに過度に介入していくことは想定していないことが確認できた結果、対象者としては、本取引によるデメリットは特段想定していないとのことです。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の上限及び下限は、いずれも624,100株(所有割合：17.74%)に設定されているところ、本公開買付けが対象者を公開買付者の子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されるものであり、本譲渡による取得と合わせて公開買付者の所有割合が50.10%となるように設定されたものであることから、対象者としても特段不合理なものではないと判断しているとのことです。他方で、本公開買付価格については、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定であり、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保することが適切であると判断しているとのことです。

以上の考え及び公開買付者との協議を踏まえ、対象者は、2026年2月24日、対象者を公開買付者の子会社とすることを目的とする本取引の実施に向けて、本公開買付けの諸条件について協議を進めることについて、公開買付者との間で合意したとのことです。

その後、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2026年3月6日、公開買付者より、公開買付者の自己資金ではなく、広島銀行からの借入金を本公開買付けに要する資金に充当する予定であること、これに伴い、本公開買付けの公表日を2026年3月17日から2026年4月以降に変更すること及び本公開買付価格に関する2月6日付方針は変更せず、本公開買付けの開始を決定する予定日の前営業日の対象者株式の市場株価(終値)をもって、本公開買付価格とする方針について口頭にて伝達を受け、さらに、2026年3月12日、本公開買付けの公表日を2026年4月24日に変更することの伝達を受けたとのことです。これに対し、対象者は、本公開買付けの公表日を2026年4月24日に変更することに異存はなく、また、変更後の本公開買付けの公表日を前提に2月6日付方針に基づいて本公開買付価格を算定することについては、本取引は対象者株式の上場維持が前提となっているため、対象者としては、本公開買付価格の妥当性について特段の意見を示さない旨の回答を行ったとのことです。

なお、対象者は、公開買付者の自己資金ではなく、広島銀行からの借入金を本公開買付けに要する資金に充当する予定に変更されたことを受け、2026年4月20日、公開買付者が広島銀行から取得予定の融資証明書の内容を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しているとのことです。また、対象者は、2026年4月20日、公開買付者から、当該借入に係る契約内容として、公開買付者が取得する対象者株式に担保権(以下「本株式担保」といいます。)が設定される予定であるものの、対象者が所有する資産への担保権設定や、対象者が保証人となることは一切想定されておらず、かつ、対象者の事業運営を制限する可能性のある条項(財務制限条項や事前承諾条項を含みます。)も一切想定されていない旨の説明を受け、対象者としては、当該借入によるデメリットは特段想定していないとのことです。更に、対象者は、同日、公開買付者の2025年11月期の決算報告書を確認し、2025年11月30日現在の公開買付者の現預金残高の水準(20億円超)を踏まえた結果、公開買付者が当該借入金の返済能力を十分に有しており、本株式担保が実行される可能性は少ないと判断しているとのことです。

以上の検討を踏まえ、対象者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、2026年4月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定であり、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

上記対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、対象者株式の上場を維持し、対象者の経営の自主性を維持・尊重することを予定しております。したがって、公開買付者は対象者の業務運営を尊重しつつ両社の連携を進め、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載したとおりの最大限のシナジーを追求しながら、公開買付者及び対象者の業容拡大や効率性の向上を目指して参ります。本公開買付け成立後の対象者の経営体制については、対象者の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、公開買付者とのシナジー効果を最大限実現できる体制作りのため、対象者の現経営陣には、本公開買付け成立後も引き続き事業運営の中核として、事業の発展に尽力していただきたいと考えております。なお、公開買付者は、本書提出日現在、対象者に対して2名の社外取締役を派遣しております。公開買付者は、本公開買付け成立後も、引き続き、対象者に対する取締役の派遣を予定しておりますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点で未定であり、本公開買付けの成立後、対象者との間で協議の上決定する予定です。

他方で、対象者を公開買付者の子会社とすることにより、本資本業務提携契約に基づく協業に加え、公開買付者グループにおける事業運営上のリソース(人材、開発、販路、基盤システム等)を有する公開買付者の中で、対象者を含む公開買付者グループ全体の投資判断及びリソース配分に係る意思決定を一体的かつ機動的に行うことが可能となり、公開買付者グループ全体の意思決定の迅速化、投資・人材・開発リソースの機動的配分、データ・システム連携の深化を通じて、実行の範囲及び実効性を高めうる追加的なシナジーの創出を図ってまいります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しません。もっとも、公開買付者は、対象者のその他の関係会社である本譲渡株主の子会社であること、また、対象者の代表取締役社長である廣政愁一氏(本応募合意株主)が本公開買付けに応募することが予定されていることを踏まえ、対象者は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けの公正性及び透明性を担保するために、それぞれ以下の措置を実施しております(以下は、いずれも対象者から受けた説明に基づくものです。)

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者グループ、対象者、本譲渡株主及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、シティユーワ法律事務所は、公開買付者グループ、対象者、本譲渡株主及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本公開買付けに係るシティユーワ法律事務所の報酬には、本公開買付けの公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

対象者は、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年4月24日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者取締役(5名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役8名のうち、代表取締役社長の廣政愁一氏(本応募合意株主)は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、他の対象者の一般株主との利害が一致しない可能性があること、また、取締役の隈井恭子氏及び取締役(監査等委員)の小野誉之氏(なお、同氏の戸籍上の氏名は、小野尚であります。)の両名は、いずれも公開買付者の取締役を兼任していることから、利益相反のおそれを回避するため、これらの3名の取締役は、上記対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、対象者を公開買付者の子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本応募合意株主が所有する応募予定株式を取得するために本公開買付けを実施するため、本取引によりその目的を達成した場合、本公開買付け成立後に対象者株式を追加で取得することは本書提出日現在予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有することとなる対象者株式の数は最大で624,100株(所有割合17.74%)にとどまる予定です。なお、本決済開始日付で本譲渡予定株式の譲渡が実行される予定ですが、本取引後に公開買付者が所有することとなる対象者株式の数は最大で1,762,400株(所有割合50.10%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式の東京証券取引所グロース市場への上場は維持される見込みです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年4月24日付で、本譲渡株主との間で、本譲渡株主が所有する対象者株式1,138,300株(所有割合：32.36%)の全てについて、公開買付者に譲渡する旨の本譲渡契約を締結しております。

また、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式809,200株(所有割合：23.00%)のうち、624,100株(所有割合：17.74%)を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。

この他、公開買付者らは、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年5月30日付で、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の詳細は、対象者が2025年5月30日付で公表した「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

本譲渡契約、本応募契約、及び本資本業務提携契約の概要は、以下のとおりです。

① 本譲渡契約

公開買付者は、2026年4月24日付で、本譲渡株主との間で本譲渡契約を締結し、本譲渡株主が所有する対象者株式1,138,300株(所有割合：32.36%)の全てについて、本譲渡実行日に公開買付者に譲渡する旨の合意をしております。

上記に加え、本譲渡株主は、本譲渡契約において、①本譲渡予定株式について、本公開買付けにおいてその全部を応募しないこと、②取引所金融市場内取引によらない市場外取引の方法で、本譲渡予定株式1株当たり本公開買付価格と同額で本譲渡を行うこと、③本譲渡予定株式の全部又は一部について、本譲渡を除き、第三者に対する譲渡、移転、担保設定その他の処分を行わず、かつ対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わないことに合意しております。

本譲渡契約において、本譲渡株主による本譲渡に係る義務の履行の前提条件として、(i)公開買付者の表明及び保証が全て真実かつ正確であること、(ii)公開買付者が本譲渡契約に基づき本譲渡実行日までに履行又は遵守すべき事項について違反がないこと、(iii)本公開買付けが成立し、その決済が完了したことが規定されております。また、公開買付者による本譲渡に係る義務の履行の前提条件として、(i)本譲渡株主の表明及び保証が全て真実かつ正確であること、(ii)本譲渡株主が本譲渡契約に基づき本譲渡実行日までに履行又は遵守すべき事項について違反がないこと、(iii)本公開買付けが成立し、その決済が完了したことが規定されております。

また、本譲渡契約において、本譲渡株主は、公開買付者に対し、本譲渡契約締結日及び本譲渡実行日において、(i)本譲渡予定株式に関する権限、(ii)本譲渡契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践、(iii)本譲渡契約の締結及び履行が法令及び本譲渡株主の内部規則に違反しないことについて、表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、本譲渡株主に対し、本譲渡契約締結日及び本譲渡実行日において、(i)本譲渡契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践、(ii)本譲渡契約の締結及び履行が法令及び公開買付者の内部規則に違反しないこと、(iii)本譲渡実行日において、本譲渡予定株式の譲渡価額の支払いに必要な資金を有することについて、表明及び保証を行っております。

上記の他、一般条項を除いて公開買付者と本譲渡株主との間で合意している事項はなく、本譲渡予定株式に係る対価の支払いを除き、公開買付者から本譲渡株主への利益供与はありません。

② 本応募契約

公開買付者は、2026年4月24日付で、対象者の代表取締役社長であり、かつ対象者の第二位株主である本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式809,200株(所有割合23.00%)のうち、624,100株(所有割合17.74%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約において、本応募合意株主が本公開買付けに応募する前提条件として、(i)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されていないこと、(ii)公開買付者の表明及び保証(注1)が重要な点において真実かつ正確であること、(iii)本応募契約に基づいて公開買付者が履行し又は遵守すべき義務(注2)に違反がないこと、(iv)本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在せず、かつ、第三者からこれらを求める司法・行政機関等への申立てがなされていないこと、(v)対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議がなされ、これが変更若しくは撤回されておらず、又はこれと矛盾する決議がなされていないことが規定されております。

但し、本応募合意株主は、これらの前提条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄することができます。

(注1) 公開買付者は、本応募合意株主に対して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本決済開始日時点において、(i)適法かつ有効な設立・存続、(ii)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力並びに社内手続の履践、(iii)本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触及び公開買付者の締結している契約等への違反の不存在、(v)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のための許認可等の取得、(vi)本決済開始日において本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いを行うために必要な資金を有しており、かつ、本公開買付けの開始日において、かかる合理的な見込みが存在すること、(vii)倒産手続等の不存在、並びに(viii)反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、表明及び保証違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

加えて、本応募契約において、本応募合意株主は、(a)公開買付期間の末日までの間、法令等又は本応募契約に基づいて認められる場合を除き、対象者株式について、譲渡、移転、担保設定その他の処分を行わず、また、対象者株式又はそれに係る権利の取得を行わないものとし、(b)公開買付者以外の第三者との間で、本公開買付けと実質的に矛盾、抵触又は競合し、本公開買付けによる対象者株式の取得を困難とする取引について、提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供を行わないものとされています。

また、本応募契約において、本応募合意株主は、表明及び保証(注3)違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

(注3) 本応募合意株主は、公開買付者に対して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本決済開始日時点において、(i)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力、意思能力及び行為能力、(ii)本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iii)本応募合意株主による本応募契約の締結及び履行のための許認可等の取得、(iv)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、(v)倒産手続等の不存在、(vi)反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、並びに(vii)応募予定株式に係る負担等の不存在について表明及び保証を行っております。

そして、本応募契約において、公開買付者及び本応募合意株主は、(a)本公開買付けが撤回された場合、(b)2026年4月27日までに本公開買付けが開始されない場合、(c)本応募契約に規定される相手方の表明及び保証又は義務に重要な点で違反が存在した場合、(d)書面で合意した場合に、相手方に対する書面による通知により、本応募契約を解除することができるものとされ、本公開買付けが成立した後は、本応募契約を解除することはできないものとされています。

上記の他、一般条項を除いて公開買付者と本応募合意株主との間で合意している事項はなく、応募予定株式に係る対価の支払いを除き、公開買付者から本応募合意株主への利益供与はありません。

なお、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合は、応募予定株式(所有株式数:624,100株、所有割合17.74%)の一部について決済が行われないうこととなりますが、決済が行われなかった応募予定株式の取扱いについては公開買付者と本応募合意株主との間で合意している事項はありません。但し、公開買付者としては、当該株式については、本公開買付け後も所有を継続して欲しい旨の意向を本応募合意株主に伝えており、本応募合意株主からは公開買付者の意向どおり、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨を確認しております。

③ 本資本業務提携契約

ア 資本提携

対象者は、2025年6月16日付で、本資本業務提携の一環として、第三者割当により、本譲渡株主を割当先として、対象者株式1,138,300株を割り当てており、本譲渡株主が所有する対象者株式の発行済株式総数(但し、自己株式を除きます。)に対する割合は33.4%(2025年6月16日時点)(小数点以下第二位を四捨五入。)となりました。なお、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の協議・交渉を経て、対象者は、本譲渡株主の間接的な子会社になることが予定されておりますが、本資本業務提携契約に規定されているとおり、公開買付者が対象者株式の上場を維持する方針であることに変更はありません。

イ 業務提携

公開買付者と対象者は、中長期的な相互の企業価値向上を目指し、(i)両社の人的、機能的資源の相互利用、(ii)事業の相互補完による顧客獲得、(iii)提供コンテンツ等の共同開発、(iv)提携による事業拡大での教育事業におけるシェアの拡大を内容とする業務提携を行います。また、対象者は、公開買付者から2名の人材を社外取締役として受け入れており、かかる取締役就任を通じて、公開買付者の有する経営ノウハウの提供を受けています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年4月27日(月曜日)から2026年5月28日(木曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年4月27日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2026年6月11日(木曜日)まで(30営業日)となります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 NOVAホールディングス株式会社
東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階
03-4405-7075
管理本部総務部長 石井 寧
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金338円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、対象者を子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本応募合意株主が所有する応募予定株式を取得するために本公開買付けを実施するものであるため、本公開買付けについては、公開買付者と本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、本応募合意株主との協議及び交渉を経て本公開買付け価格を決定しているため、本公開買付け価格の算定に関する第三者の意見の聴取、株式価値算定書及びフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。</p> <p>本公開買付け価格(338円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年4月23日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値338円と同額、同日までの過去1ヶ月間(2026年3月24日から2026年4月23日まで)の終値単純平均値359円(1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して5.85%(小数点以下第三位四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。)、過去3ヶ月間(2026年1月24日から2026年4月23日まで)の終値単純平均値379円に対して10.82%、過去6ヶ月間(2025年10月24日から2026年4月23日まで)の終値単純平均値434円に対して22.12%のディスカウントをそれぞれ行った価格となっております。また、本書提出日の前営業日である2026年4月24日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値341円に対して0.88%のディスカウントを行った価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付け価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>公開買付者は、2026年4月23日に、同日(本公開買付けの開始を決定した日の前営業日)時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値(2026年4月23日の対象者株式の終値は338円です。)を踏まえ、同日、本公開買付け価格を1株につき338円で提案することを確定した上で、対象者及び本応募合意株主に対して、口頭にて本公開買付け価格(1株につき338円)を提示しました。これに対して、対象者及び本応募合意株主からは、当該価格水準について異存がない旨、並びに本応募合意株主からは本公開買付けの応募に応諾する予定である旨の回答を得たため、公開買付者は、本公開買付け価格を1株につき338円とすることを最終的に決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	624,100(株)	624,100(株)	624,100(株)
合計	624,100(株)	624,100(株)	624,100(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(624,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は処分される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	6,241
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月27日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月27日現在)(個)(g)	11,383
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2026年1月31日現在)(個)(j)	34,120
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	50.10
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	50.10

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(624,100株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月27日現在)(個)(g)」は、本譲渡株主が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年1月31日現在)(個)(j)」は、対象者決算短信に記載された2026年1月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,517,800株)に係る議決権の数(35,178個)を分母として計算しております。なお、本発行済株式総数(3,413,500株)に係る議決権数(34,135個)を分母として計算した「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」は51.63%、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は51.63%となります。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

豊証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。
- ④ 公開買付代理人である豊証券に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。詳しくは、公開買付代理人のお客ダイヤル(電話番号：052-241-0123)までご連絡ください。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。
- ⑨ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は処分される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」 以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード 等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・ 発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種資格確認書、各種年金手帳、各種福祉手帳 等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・ 法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・ 登記簿謄本又はその抄本(原本) ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・ その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・ 個人番号カードの表面のコピー ・ 又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

・ 外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限ります。

※ 各種資格確認書の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

豊証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

豊証券株式会社

愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	210,945,800
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	7,500,000
その他(円)(c)	2,500,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	220,945,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(624,100株)に本公開買付価格(338円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社広島銀行(広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号)	買付け等に要する資金の借入れ(注) 借入期間：2036年4月末まで(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式	363,000
計(b)				363,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、広島銀行から1,025,000千円(本公開買付けの想定所要資金総額は最大約363,000千円)を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年4月24日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

363,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

豊証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年6月4日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2026年6月18日(木曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(624,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(624,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準する事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

- 1994年6月 創業：愛知県岡崎市に第1校舎目となる「がんばる学園」六名校を開校
- 1995年11月 有限会社ががんばる学園設立
- 1996年11月 株式会社ががんばる学園へ社名変更
- 2000年9月 株式会社ジー・コミュニケーションへ社名変更
- 2003年6月 株式会社ジー・コミュニケーションから会社分割により、株式会社ジー・エディケーション(同月、株式会社ジー・エデュケーションに商号変更)設立(公開買付者)
- 2007年11月 NOVA事業承継
- 2010年4月 ジオス事業承継
- 2011年4月 本店所在地を名古屋から東京へ移転
- 2013年9月 NOVAホールディングス株式会社へ社名変更
- 8月 株式会社ラストリゾート子会社化
- 2017年7月 ボルシア・ドルトムント(ドイツ)と業務提携
- 2018年12月 株式会社広島ドラゴンフライズ子会社化
- 2022年7月 株式会社GABA子会社化
- 2024年4月 株式会社トゥエンティフォーセブンと業務提携
- 2025年2月 株式会社朝日出版社の全株式を譲受
- 5月 対象者と業務提携

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- (1) フランチャイズチェーンシステムによる教育産業に係る各種教室の加盟店募集及び加盟店の指導育成並びに直営教室の経営
- (2) 教育産業
- (3) 書籍及びその他記録メディアの企画及び出版、発行及び販売
- (4) 不動産の売買、賃貸借、及びその斡旋、仲介、管理並びに賃貸者の代理
- (5) 国内及び海外における英語、英会話教室並びに英語研修所の運営、その他外国語の指導及び日本語教師養成所の開設及び運営
- (6) 英語その他外国語の翻訳、通訳業務の受託並びに各種国際会議、催事の企画、運営と情報サービス業務
- (7) 絵画、視聴覚ビデオ、映画、テープ等の制作及び販売
- (8) コンピューターによる英語教育を中心とするコンピューターソフトウェア、プログラムの制作及び販売
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 有料職業紹介事業
- (11) 日用雑貨品の輸出入及びその代行業務並びに販売
- (12) 損害保険の代理店業務
- (13) 旅行業
- (14) 不動産、動産、有価証券、債権等への投資に関する業務
- (15) 企業経営、企業再生及び企業財務等に関する業務
- (16) 企業経営、企業再生及び企業財務等に関するコンサルティング業務
- (17) 貸金業務及び貸金の媒介業務
- (18) 家庭用電気製品・工業用電気製品・電子機器用部品及び電気通信機器の販売・リース及びレンタル
- (19) 事務用機器・商業用設備・自動車・空調または住宅関連機器及び家具の販売・リース及びレンタル
- (20) 外食産業
- (21) 外食産業に関するコンサルティング業務

- (22) 書籍及びその他記録メディアの出版、発行及び販売
- (23) 保育所の経営
- (24) 児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する事業
- (25) 児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する事業
- (26) 上記各号に附帯又は関連する一切の業務その他前記各号の目的を達成するために必要な事業

(事業の内容)

公開買付者は、英会話スクール、学習塾等の教育産業の直営及びフランチャイズチェーンシステムによるフランチャイズ店舗の運営、こども向けスクール及び保育園の運営、留学、出版、外食運営、スポーツチーム運営等を主な事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年4月27日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
80,000,000円	113,349株

④ 【大株主】

2026年4月27日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
いなよしキャピタルパートナーズ株式会社	東京都品川区東品川二丁目3番12号	62,418	78.79
株式会社岩谷企画	愛知県名古屋市東区中村区名駅4丁目6番17号	15,878	20.04
計	—	78,296	98.83

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年4月27日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	社長	稲吉 正樹	1969年 7月3日	2010年11月	NOVAホールディングス株式会社代表取締役(現任)	0株
				2011年10月	セントラルデザイン株式会社代表取締役(現任)	
				2012年9月	株式会社ITTO代表取締役(現任)	
				2013年12月	株式会社NOVA代表取締役(現任)	
				2015年5月	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役(現任)	
				2016年5月	株式会社NOVAキンダー代表取締役(現任)	
				2017年5月	自分未来ホールディングス株式会社代表取締役(現任)	
				2017年5月	セントラルホールディングス株式会社代表取締役(現任)	
				2017年10月	株式会社マリリッサ代表取締役(現任)	
				2018年1月	株式会社NOVAランゲージカンパニー代表取締役(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA東日本代表取締役(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA西日本代表取締役(現任)	
				2018年8月	株式会社PROME取締役(現任)	
				2019年2月	株式会社GLR取締役(現任)	
				2019年4月	株式会社南の島のレストラン代表取締役(現任)	
				2019年9月	株式会社広島ドラゴンフライズ代表取締役(現任)	
				2021年7月	株式会社ラストリゾート代表取締役(現任)	
				2022年7月	株式会社GABA代表取締役(現任)	
				2022年10月	一般社団法人ドルトムント・サッカーアカデミー理事(現任)	
2023年6月	株式会社フリップアップ代表取締役(現任)					
取締役	相談役	岩谷 温	1952年 6月25日	2018年7月	NOVAホールディングス株式会社取締役相談役(現任)	0株
				2015年8月	株式会社岩谷企画取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)	
取締役	専務	小野 尚	1965年 1月11日	2014年7月	NOVAホールディングス株式会社専務取締役(現任)	107株
				2021年6月	自分未来ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任)	
				2011年6月	株式会社ITTO取締役(現任)	
				2025年12月	一般社団法人ドルトムント・サッカーアカデミー理事(現任)	
取締役	専務	伊藤 幸子	1978年 3月29日	2014年7月	NOVAホールディングス株式会社専務取締役(現任)	104株
				2021年6月	株式会社マリリッサ代表取締役社長(現任)	
				2023年6月	株式会社フリップアップ代表取締役社長(現任)	
				2016年5月	株式会社NOVAキンダー取締役(現任)	
				2020年9月	セントラルホールディングス株式会社取締役(現任)	
				2019年1月	株式会社南の島のレストラン取締役(現任)	
取締役	常務	隈井 恭子	1976年 8月8日	2019年3月	NOVAホールディングス株式会社常務取締役(現任)	85株
				2021年6月	株式会社NOVAランゲージカンパニー代表取締役社長(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA東日本取締役(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA西日本取締役(現任)	
				2022年7月	株式会社GABA代表取締役(現任)	
				2016年5月	株式会社NOVAキンダー取締役(現任)	
				2013年12月	株式会社NOVA取締役(現任)	
				2020年2月	株式会社朝日出版社取締役副社長(現任)	
				2019年7月	株式会社PROME取締役(現任)	
				取締役	常務	
2019年2月	株式会社GLR代表取締役(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
取締役	—	太田 秀司	1973年 11月29日	2024年4月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	17株
				2021年7月	セントラルホールディングス株式会社代表取締役社長(現任)	
取締役	—	ナイト・クレア・ルイーズ	1974年 11月4日	2011年10月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	70株
				2025年12月	株式会社NOVAランゲージカンパニー取締役副社長(現任)	
取締役	—	夏目 菜美子	1982年 4月6日	2020年12月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	49株
				2022年7月	株式会社GABA取締役(現任)	
				2020年2月	株式会社朝日出版取締役(現任)	
				2025年5月	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社取締役(現任)	
取締役	—	中野 重子	1983年 1月26日	2021年7月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	26株
				2021年6月	自分未来ホールディングス株式会社取締役副社長(現任)	
				2015年3月	株式会社ITTO取締役(現任)	
取締役	—	堀内 勇太	1988年 10月24日	2021年7月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	13株
				2021年6月	自分未来ホールディングス株式会社取締役副社長(現任)	
				2021年7月	株式会社ラストリゾート代表取締役社長(現任)	
				2021年7月	株式会社GLR取締役(現任)	
取締役	—	笹井 由佳	1984年 12月9日	2026年1月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	0株
				2024年10月	株式会社NOVAキンダー取締役(現任)	
取締役	—	笠原 翠	1988年 11月11日	2026年1月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	3株
				2021年6月	自分未来ホールディングス株式会社取締役(現任)	
				2021年2月	株式会社ITTO代表取締役社長(現任)	
取締役	—	岩谷 麻弥子	1953年 2月11日	2012年10月	NOVAホールディングス株式会社取締役(現任)	0株
				2015年8月	株式会社岩谷企画代表取締役(現任)	
計						501株

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

			単位(円)
			2025年11月30日
資産の部		負債の部	
[流動資産]	2,787,142,972	[流動負債]	3,699,574,088
現金	1,792,361	短期借入金	100,000,000
小口現金	6,411,711	未払金	1,452,440,217
普通預金	2,056,132,650	前受金	1,899,109,570
当座預金	486,892	預り金	40,723,386
ドル預金	177,524,596	未払法人税等	86,531,500
通知預金	7,387,200	仮受金	4,925,424
定期預金	30,000,000	従業員預り金	5,714,287
商品	1,942,350	未払事業所税	1,114,000
製品	417,806	未払消費税等	56,122,600
貯蔵品	69,300	賞与引当金	52,893,104
未収入金	428,052,985	[固定負債]	5,046,161,905
前払費用	78,552,562	預り保証金 [塾]	216,410,707
預け金	458,706	広告分担金 [塾]	70,068,029
未収法人税等	479,200	エリア予約金 [塾]	6,900,000
貸倒引当金	△ 2,565,347	広告分担金 <英>	31,370,457
[固定資産]	8,568,376,064	預り保証金	56,296,000
[有形固定資産]	2,228,219,159	社債	360,000,000
建物	1,079,782,044	長期借入金	2,584,034,000
建物付属設備	696,099,300	グループ会社長期借入金	1,721,082,712
構築物	67,059,561	負債合計	8,745,735,993
車両運搬具	146,508,765	純資産の部	
工具器具備品	220,160,320	[株主資本]	2,609,783,043
土地	703,770,769	[資本金]	80,000,000
建設仮勘定	305,065,225	[資本剰余金]	483,804,684
一括橋脚資産	322,031	資本準備金	478,791,789
減価償却累計額	△ 989,794,246	その他資本剰余金	5,012,895
減損損失累計額	△ 754,610	[利益剰余金]	2,661,174,364
[無形固定資産]	33,769,352	[その他利益剰余金]	2,661,174,364
借地権	11,256,844	繰越利益剰余金	2,661,174,364
電話加入権	6,794,747	[自己株式]	△ 615,196,005
施設利用権	1,552,194	純資産合計	2,609,783,043
ソフトウェア	14,165,567		
[投資その他資産]	6,306,387,553		
投資有価証券	62,856,082		
出資金	4,792,335,852		
長期貸付金	727,441,240		
差入保証金	521,928,928		
長期前払費用	37,678,885		
建設協力金	10,659,500		
グループ会社長期貸付金	153,445,663		
預託金	4,406,050		
貸倒引当金	△ 4,364,647		
資産合計	11,355,519,036	負債・純資産合計	11,355,519,036

② 【損益計算書】

		(単位：円)
		自 2024年12月1日 至 2025年11月30日
[売上高]		6,930,221,441
[売上原価]		
期首商品棚卸高	1,880,100	
商品仕入高	977,067,908	
合計	978,948,008	
期末商品棚卸高	1,942,350	977,005,658
売上総利益		5,953,215,783
[販売費及び一般管理費]		
役員報酬	125,937,530	
給与手当	906,316,582	
賞与	146,442,848	
賞与引当金繰入	8,825,864	
講師給与〈英〉	322,648,153	
教務委託費〈英〉	21,392,079	
PA給与	20,697,635	
グループ出向料	338,732,855	
法定福利費	179,187,537	
福利厚生費	99,592,251	
旅費交通費	158,633,564	
通信費	20,190,891	
運賃	2,353,773	
広告宣伝費	30,657,532	
会議費	13,872,500	
燃料費	2,505,413	
水道光熱費	14,560,386	
消耗品費	83,700,000	
租税公課	25,386,834	
新聞図書費	478,545	
交際接待費	66,065,788	
支払手数料	2,153,221,030	
リース料	898,212	
支払報酬	90,982,013	
地代家賃	64,183,968	
社宅家賃	12,848,917	
保険料	5,719,402	
修繕維持費	8,219,229	
諸会費	3,266,168	
寄付金	122,700	
一括償却消耗品費	306,550	
減価償却費	114,833,801	
貸倒引当金繰入	6,929,994	
広告宣伝費	50,000,000	
広告宣伝(IGM)	100,660,996	
SV委託費〔塾〕	36,660,004	
FCE委託費〔塾〕	300,710,666	
SV委託費〈英〉	24,240,000	5,561,982,210
営業利益		391,233,573
[営業外収益]		

受取利息	50,177,998	
受取配当金	300,300	
有価証券売却益	6,034,170	
為替差益	29,058,661	
雑収入	46,843,872	132,415,001
[営業外費用]		
支払利息	81,751,285	
社債利息	662,998	
社債発行費等	8,012,200	
雑損失	22,371,008	112,797,491
経常利益		410,851,083
[特別利益]		
受取子会社配当	577,300,317	
固定資産売却益	13,260,324	
その他の特別利益	1,440,000	
貸倒引当金戻入	9,232,936	
投資有価証券評価益	46,018,500	647,252,077
[特別損失]		
固定資産除却損	721,274	
投資有価証券売却損	119,200,800	
債権放棄損	111,827,697	
その他の特別損失	100,000,000	331,749,771
税引前当期純利益		726,353,389
法人税等		127,669,737
当期純利益		598,683,652

③ 【株主資本等変動計算書】

		(単位：円)
		自 2024年12月1日 至 2025年11月30日
[株主資本]		
[資本金]		
資本金	当期首残高及び当期末残高	80,000,000
[資本剰余金]		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	478,791,789
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	5,012,895
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	483,804,684
[利益剰余金]		
[その他利益剰余金]		
繰越利益剰余金	当期首残高	2,362,490,712
	当期変動額 株式配当金、2024年11月期	△ 300,000,000
	当期純利益	598,683,652
	当期末残高	2,661,174,364
利益剰余金合計	当期首残高	2,362,490,712
	当期変動額	298,683,652
	当期末残高	2,661,174,364
[自己株式]		
自己株式	当期首残高及び当期末残高	△ 615,196,005
株主資本合計	当期首残高	2,311,099,391
	当期変動額	298,683,652
	当期末残高	2,609,783,043
純資産合計	当期首残高	2,311,099,391
	当期変動額	298,683,652
	当期末残高	2,609,783,043

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年4月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,383(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	11,383	—	—
所有株券等の合計数	11,383	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年4月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年4月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,383(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	11,383	—	—
所有株券等の合計数	11,383	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2026年4月27日現在)

氏名又は名称	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社
住所又は所在地	東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ベイトワー9階
職業又は事業の内容	1. 有価証券の所有、管理及び売買に関する事業 2. 動産の所有、管理及び売買に関する事業 3. 不動産の所有、管理、賃貸及び売買に関する事業 4. 貸金業、金銭の貸付け、融資に関する事業 5. 学習塾の経営 6. 前各号に付帯または関連する一切の事業
連絡先	連絡者 NOVAホールディングス株式会社 管理本部総務部長 石井 寧 連絡場所 東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ベイトワー9階 電話番号 03-4405-7075
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

いなよしキャピタルパートナーズ株式会社

(2026年4月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,383(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	11,383	—	—
所有株券等の合計数	11,383	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年4月24日付で、本譲渡株主との間で本譲渡契約を締結し、本譲渡予定株式の全てについて本公開買付けに応募せず、本譲渡を実施する旨を合意しております。本譲渡契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本譲渡契約」をご参照ください。また、公開買付者は、2026年4月24日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、本応募合意株主の所有する対象者株式809,200株(所有割合：23.00%)のうち、624,100株(所有割合：17.74%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

上記「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、公開買付者は、本譲渡株主との間で、2026年4月24日付で、本譲渡契約を締結しており、本決済開始日と同日付で、本譲渡株主から本譲渡予定株式を公開買付けによらない市場外取引により取得する予定です。本譲渡契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本譲渡契約」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

公開買付者らは、2025年5月30日付で、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。当該契約は、経済環境が目まぐるしく変わる今日の状況に鑑み、対象者との相互の発展のために、資本における結びつきを強めると共に、業務においても協力関係を構築することを目的としております。本資本業務提携契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本資本業務提携契約」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

公開買付者は、2025年6月6日付及び同月15日付で、対象者の代表取締役社長である本応募合意株主との間で、本金銭消費貸借契約を締結しており、公開買付者は、本応募合意株主に対して、総額で160百万円の貸付けを行っております。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同及び応募中立

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年4月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

② 本資本業務提携契約

公開買付者らは、2025年5月30日付で、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本資本業務提携契約」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2026年4月24日付で、本応募合意株主との間で、本応募契約を締結し、本応募契約に基づき、本応募合意株主の所有する対象者株式809,200株(所有割合23.00%)のうち、624,100株(所有割合:17.74%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所グロース市場						
	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月
月別							
最高株価(円)	713	551	545	436	424	432	366
最低株価(円)	520	500	401	410	381	346	338

(注) 2026年4月については、同月24日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
2024年7月30日 関東財務局長に提出
事業年度 第11期(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
2025年7月29日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第12期中(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
2025年12月15日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社学びエイド

(東京都文京区向丘二丁目3番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年4月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2026年3月17日に対象者決算短信を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月
売上高 (千円)	285,655	290,457	501,333	628,721	289,910
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	5,912	△47,897	110,668	142,071	△312,076
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	3,769	△60,200	93,267	118,401	△318,036
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	120,122	120,122	120,122	120,122	202,118
発行済株式総数 普通株式 (株)	10,000	10,000	10,000	2,068,100	2,264,900
A種優先株式	8,680	8,680	8,680	—	—
B種優先株式	2,001	2,001	2,001	—	—
純資産額 (千円)	163,749	77,792	171,059	289,461	135,417
総資産額 (千円)	257,234	192,665	369,742	452,334	219,672
1株当たり純資産額 (円)	△27.32	△68.88	△23.78	139.97	59.79
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失(△) (円)	1.82	△29.11	45.10	57.25	△141.90
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	63.66	40.38	46.26	63.99	61.65
自己資本利益率 (%)	2.33	—	74.96	51.42	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△56,929	24,109	63,811	△218,387
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△2,550	△3,905	△7,176	△21,969
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△13,160	53,010	△38,404	128,706
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	50,162	123,376	141,607	29,956
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 人員) (人)	13 (9)	19 (7)	29 (9)	31 (14)	33 (15)
株主総利回り (%) (比較指標：—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	1,410
最低株価 (円)	—	—	—	—	310

(注) 1. 対象者は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第8期については、学習塾の運営費用及び組織体制の強化を図るため、人材採用を積極的に進めたこと等により、人件費等が増加した結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 第11期については、複数の大型プロジェクトや受注において失注や規模が縮小したことが重なった結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
5. 第7期から第9期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期、第9期及び第10期については、潜在株式は存在するものの、対象者株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第8期については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式は存在するものの、対象者株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第11期については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第8期及び第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
9. 第7期から第10期の株価収益率は、対象者株式が非上場であるため、第11期については当期純損失であるため記載しておりません。
10. 第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 第8期については、税引前当期純損失59,953千円を計上したことにより営業活動によるキャッシュ・フローが、編集用パソコン等の固定資産の取得により投資活動によるキャッシュ・フローが、長期借入金の返済により財務活動によるキャッシュ・フローがそれぞれマイナスとなっております。
12. 第11期については、税引前当期純損失312,076千円を計上したことにより営業活動におけるキャッシュ・フローが、本社移転による固定資産の取得及び資産除去債務の履行により投資活動によるキャッシュ・フローがそれぞれマイナスとなっております。
13. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人数を()内にて外数で記載しております。
14. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、三優監査法人により監査を受けております。なお、第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
15. 2023年10月26日付で、A種及びB種優先株主から株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式634株、B種優先株式66株を自己株式として取得し、その対価として普通株式700株を交付しております。また、2023年10月30日付で自己株式の消却を行っております。
16. 2024年1月29日付で、A種及びB種優先株主から株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式8,046株、B種優先株式1,935株を自己株式として取得し、その対価として普通株式9,981株を交付しております。自己株式は同日消却しております。
17. 対象者は、2024年2月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
18. 第7期から第11期の株主総利回り及び比較指標については、2024年5月28日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、なお、第11期における株主総利回り及び比較指標については、上場初年度のため記載しておりません。
19. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、対象者株式は2024年5月28日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。